

重要事項説明書(介護保険対象外通所介護サービス)

本重要事項説明書は、当事業所の介護保険対象外通所介護サービスを利用される方に対して、事業所の概要やサービスの内容等について説明するものです。

(このサービスは、介護保険制度とは別に、当事業所の福祉事業に付随した事業として実施するものです。)

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 施福会
所 在 地	熊毛郡田布施町大字宿井406番地
代表者氏名	理事長 田縁 和明
電 話 番 号	0820(53)1294

2. 事業所

名 称	たぶせ苑デイサービスセンター
所 在 地	熊毛郡田布施町大字宿井406番地
管理者氏名	要田 俊彦(たぶせ苑施設長兼務)
電 話 番 号	0820(53)1294
ファクシミリ番号	0820(53)2940

3. 事業の目的

介護保険対象外の高齢者が、充実した生きがいのある在宅生活の継続ができるよう、介護保険対象外の通所介護サービスを提供する。

4. 事業の実施地域

田布施町

5. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日 (ただし 12/31 から 1/3 までを除く)
サービス提供時間	9:00 から 16:10
営 業 時 間	8:00 から 17:00

6. 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	業務の一元的な管理	1名(兼務)
生活相談員	相談業務及び指導	2名(1名介護職員兼務)
看護職員	健康管理業務	3名(3名機能訓練指導員兼務)
介護職員	通所介護業務	6名
機能訓練指導員	機能訓練指導業務	4名(3名看護職員兼務)
運転手	運転業務(送迎)	6名
調理員	食事に係るサービス	1名
事務員	通所介護事務	1名(兼務)

7. サービスの内容

サービスの種類	内 容
健康状態の確認	バイタルチェック(血圧・脈拍・体温の測定)をします。
水分補給	脱水症状の防止に努めます。
入浴	職員の見守りおよび介助により入浴を行います。
食事	管理栄養士が献立を立て、バラエティに富んだメニューを提供します。アレルギーのある方は、お申し出下さい。
機器類の使用	マッサージ機・ホットパック・エアマッサージャー・ローリングバイブレーター等、色々な機器の使用ができます。
体操・レクリエーション活動等	体操・ゲーム・創作活動等、楽しみや生きがいになる活動を行います。
おやつ	毎回、工夫されたおやつを提供します。帰宅前の一時をくつろいで過ごします。

8. 利用料金

1日(食事代を含む)4,000円:要支援1,2
5,000円:要介護1~5

9. サービスの利用の中止、変更

利用日前において、介護保険対象外サービスの利用を中止または変更することができます。この場合には、サービスの実施日の朝8時00分までに連絡下さい。

10. 緊急・体調不良時の対応

サービスの提供中に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医及び家族等に連絡するなどの措置を講じます。主治医、家族の連絡先の変更がある時は事業所にご連絡下さい。

11. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合には、ご家族、市町、居宅介護支援事業所、関係医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。

12. 守秘義務

事業所の従業者は、介護保険対象外サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を第三者に漏らすことはしません。ただし、介護保険対象外通所介護サービス利用契約書第7条第2項第一号から第四号の使用目的において、最低限必要な利用者またはその家族の個人情報を使用致します。

13. 苦情相談窓口

サービスに関する苦情やご意見は、下記の窓口で受け付けます。

受付場所	たぶせ苑デイサービスセンター
受付日時	月曜日から金曜日まで 8:00 から 17:00
電話番号	0820(53)1294
担当者	生活相談員（苦情担当責任者：管理者）

14. 損害賠償

介護保険対象外通所介護サービスの実施により賠償すべき事故等が発生した場合は、損害賠償を行います。ただし、事業所に故意または重過失がない場合は、損害賠償は行いません。

15. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には、事業所の従業員にご一報ください。
- (2) 事業所内での金銭や飲食物のやりとりは、ご遠慮ください。
- (3) 従業員に対する贈り物や飲食のもてなしは、ご遠慮ください。
- (4) 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。